

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について
(議案第11号)

職員課

1 改正の理由

常勤の一般職の職員に準じ、会計年度任用職員の報酬額を改める。

2 主な内容

(1) 会計年度任用職員（パートタイム）の月額報酬表を、勤務時間（1週間当たりの勤務時間が30時間又は37時間30分）に応じた二つの表に分ける。

(2) 会計年度任用職員（パートタイム）の月額報酬表の改正

ア 週30時間勤務の一般事務職であって、初回に任用される者の場合

現 行	改 正 案	改 定 幅
167,000円	172,900円	5,900円

イ 週37時間30分勤務の一般事務職であって、初回に任用される者の場合

現 行	改 正 案	改 定 幅
186,200円	192,300円	6,100円

(3) 会計年度任用職員（パートタイム）の時間額報酬表の改正

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	1,030円	1,060円	30円
2	1,090円	1,130円	40円
3	1,370円	1,420円	50円
4	1,420円	1,470円	50円

(4) 会計年度任用職員（パートタイム）の日額報酬表の改正

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	6,000円	6,200円	200円

2	7,300円	7,600円	300円
3	7,900円	8,200円	300円
4	10,400円	10,800円	400円
5	12,300円	12,700円	400円

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 遡及適用日

令和6年4月1日